

都立学校の対応について

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変えて対応していく。

2 感染防止対策の徹底

(1) 感染症予防策の徹底

① 児童・生徒等に対する指導

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 放課後は速やかに帰宅、生徒のみの会食やカラオケはしない 等

② 家庭における感染症対策の依頼、教職員等の健康管理の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養）
- 20時以降の不要不急な外出は避ける、不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛する 等

(2) 教育活動上の対応

生徒同士の接触機会を減らし、感染拡大を防止するため、緊急事態宣言が解除されるまで、以下のとおり対応する。

①中止する教育活動

- ・感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動
- ・全ての部活動（大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等を含む）
- ・児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事、修学旅行等の宿泊を伴う行事、校外での活動

②時差通学の徹底及びオンラインの活用

高校生は、地域をまたいで広範囲に移動（通学）しており、生徒の生活圏が広い。また、高校生の感染状況は「感染経路不明」が最も多く（小中学生は「家庭内感染」、家庭内感染や部活動ほか、放課後校外での生徒のみの飲食等による感染事例も見られている。

以上の行動特性等を踏まえ、公共交通機関が混雑する時間帯をより一層避けられるよう始業・終業時刻の設定を工夫するなど時差通学を徹底するとともに、対面指導とオンライン学習等を組み合わせた分散登校を実施する。

対象の学校：高等学校、中等教育学校、附属中学校（定時制・通信制と島しょの学校は除く）

登校生徒数の割合：2/3程度

3 児童・生徒等への個別配慮

- 受験生等、特に配慮が必要な生徒に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- 感染予防や感染不安により、登校できない児童・生徒等について、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。

4 高校入選の実施等

- 高等学校の入学者選抜については、感染症対策を徹底するとともに、追検査等による受検機会を確保して予定通り実施する。
- 中等教育学校及び附属中学校の入学者決定並びに特別支援学校の入学相談等についても、予定通り実施する。

5 区市町村教育委員会への対応

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

なお、区市町村教育委員会に対しては、文部科学省の通知も踏まえ、小中学校の児童・生徒の行動特性や感染状況が高校生とは異なる（通学エリアが限られている、家庭内感染が最も多い、特に低学年は日中の居場所が必要等）ことから、上記の都立学校における「(2) 教育活動上の対応」は求めない。